

令和3年度（新2号新3号認定用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ ファミリー・サポート・センター無償化認定申請のしおり

1 無償化の対象事業について

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリー・サポート・センター（送迎のみを除く）を利用する方のうち、下記のAまたはBに該当する場合に利用料が無償化の対象となります。利用料を利用施設に支払い後、市に請求書を提出いただき該当分を施設等利用費として給付します。

- A 保育の必要性がある3歳児クラス～5歳児クラスの子どもで、保育所又は認定こども園、一定基準以上の預かり保育事業（平日8時間かつ年間200日）を実施している幼稚園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方
- B 保育の必要性のある住民税非課税世帯の0歳児クラス～2歳児クラスの子どもで、保育所又は認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所を利用していない方

◎無償化の範囲（新2号、新3号の認定を受けた場合）

施設種類・事業名	0歳児クラス～2歳児クラス	3歳児クラス～5歳児クラス
認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター （送迎のみを除く）	保育の必要性がある 住民税非課税世帯の子ども （月額上限42,000円）	保育の必要性がある子ども （月額上限37,000円）

※通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象外です。

2 認定申請について

利用料無償化にあたっては、保育の必要性などの認定要件に該当する方が、「子育てのための施設等利用給付（下記参照）」の認定申請を行い、「新2号」または「新3号」の認定を受ける必要があります。

申請締切：利用を希望する月の前月10日（閉庁日の場合は、前開庁日）まで

提出先：こども課子育て支援担当

◎子育てのための施設等利用給付

認定区分	認定要件		利用できる施設・事業
	年齢・その他	保育の必要性	
新1号認定 （教育認定）	満3歳以上	なし	私学助成を受ける幼稚園
新2号認定 （保育認定）	4月1日時点で 満3歳以上	あり	・施設型給付を受ける幼稚園、私学助成を受ける幼稚園、 認定こども園（教育機能部分）の預かり保育事業 ・認可外保育施設 ・一時預かり事業、病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター
新3号認定 （満3歳未満保育認定）	4月1日時点で 満3歳未満の住民税非課税世帯の子ども	あり	

申請には次の書類が必要です。



1 子育てのための施設等利用給付認定申請書（来所の際は、印鑑を持参ください）

子ども1人につき1枚、押印する印鑑は朱肉を使うものを使用してください。

2 マイナンバー申告書（世帯全員分）

申請者（給付認定保護者）の番号確認書類、本人確認書類の写しなど

マイナンバー法に基づき、マイナンバーの提出が必要です。

提出を受けた個人番号及び特定個人情報、子ども・子育て支援法による子育てのための施設等利用給付等に関する事務の範囲で使用します。

マイナンバー申告書に、世帯全員分（申請児童、保護者、その他の家族など）のマイナンバーを記載してください。保護者の方は、単身赴任等の理由で同居していない場合も記入してください。

申請者（給付認定保護者）は、個人番号を申告する他の世帯員にあらかじめ利用目的を明示してください。

◎確認書類、提出方法の注意事項について

詳細は、「マイナンバー申告書」裏面をご確認ください。

3 認定申請チェックリスト（別紙）

4 世帯の状況により該当する事項があるか、確認し提出してください。

住民税未申告の方は、算定できないため無償にならない場合がありますので、必ず申告してください。

	申請児童・世帯の状況	必要書類（該当するもの）
1	① 令和2年1月1日現在の住所地在市外の方 ② 令和3年1月1日現在の住所地在市外の方	・令和2又は3年度市区町村民税所得・課税額証明書 （利用開始時期により、対象年度異なります） （マイナンバーを提出する場合は、不要です）
2	一度も結婚歴のないひとり親の世帯	「みなし寡婦（夫）控除」適用申立書
3	すべてのひとり親世帯	申請児童の健康保険証の写し
4	認可外保育施設を利用している方	他の保育所等の利用を希望しない理由を確認するための書類（保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書）

5 保育の利用を必要とする事由のわかる書類

きょうだいで申請する場合は、児童ごとに証明書を添付してください。2枚名以降は、証明書の写し（コピー）を添付することも可能です。その際は、下の子に原本を、上の子にはその写し（コピー）を添付してください。

なお、児童ごとに証明書が添付されていない場合は、受理できません。ご注意ください。

※米沢市指定様式は、施設またはこども課窓口で入手するか、市ホームページからダウンロードしてください。

証明書は、申請日の直近3か月以内に交付されたものが有効です。

保育を必要とする事由	提出書類	備考
(1) 就 労 月 48 時間以上	※就労証明書 (別紙米沢市指定様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間に期限があり、更新予定のない方は期限の月の20日（20日が閉庁日の場合は前閉庁日）までにこども課で手続きが必要です。 ・米沢市から雇用主（事業主）に連絡する場合があります。 ・事業内容等がわかるようご記入ください。 ・追加で書類を求める場合があります。

(2) 妊娠・出産	母子健康手帳の写し	・母子手帳の出産予定日が記入されているページの写しを提出してください。
(3) 疾病・障がい	※診断書 (米沢市指定様式)	・市の所定の診断書に通院している医療機関で記入してもらい提出してください。
(4) 介護・看護	診断書	・医療機関任意の診断書 (患者名、病名、介護・看護が必要な期間及び 常時介護又は看護が必要と明記されたもの) を提出してください。
(5) 災害復旧	り災証明書	
(6) 求職活動	※求職活動等申告書及び求職 活動支援機関等利用証明書 (米沢市指定様式)	・求職活動等申告書に記入し、求職活動支援機関等 利用証明書に利用している機関（ハローワーク 等）で記入してもらい提出してください。
(7) 就学	在学証明書	・職業訓練校に在学の方は、期間など内容のわかる 書類の写しを添付してください。

3 申請内容に変更が生じる場合

申請書や提出した書類等の内容に変更が生じる場合は、変更申請などの手続きが必要です。
速やかにこども課にご連絡ください。

4 「求職活動」で新規申請される方へ

「求職活動」の認定期間は、3か月間です。

「求職活動」の認定期間3か月の間に就労開始となる就労先を最初の2か月間で決めて、かつ、「就労」への変更申請を受理されることが必要です。



米沢市役所 健康福祉部 こども課

令和2年9月発行

問い合わせ先：子育て支援担当（市役所）・0238-22-5111